

平成27年第2回竹原市議会定例会議事日程 第2号

平成27年6月24日（水） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

平成27年6月24日開議

(平成27年6月24日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口 広 崇

議会事務局次長 住田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	中 川 隆 二	出 席
総 務 課 長	塚 原 一 俊	出 席
企 画 政 策 課 長	松 崎 博 幸	出 席
財 政 課 長	沖 本 太	出 席
税 務 課 長	向 井 聡 司	出 席
会 計 管 理 者	堀 川 優 子	出 席
会 計 課 長	堀 川 優 子	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	広 近 隆 幸	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	広 近 隆 幸	出 席
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
市 民 健 康 課 長	森 重 美 紀	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	國 川 昭 治	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	堀 信 正 純	出 席
忠 海 支 所 長	森 重 美 紀	出 席
人 権 推 進 室 長	向 井 直 毅	出 席
福 祉 課 長	平 田 康 宏	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
産 業 振 興 課 長	桶 本 哲 也	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	木 村 忠 志	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	久 重 雅 昭	—
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	—
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	九 十 九 邦 守	出 席
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二	出 席

午前9時55分 開議

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番、堀越賢二議員の登壇を許します。

5番（堀越賢二君） 皆さんおはようございます。

快政会の堀越賢二です。ただいま議長より登壇の許可を頂きましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は1つの点に絞って一般質問をさせていただきます。

日本年金機構において、外部からの不正アクセスにより個人情報の一部が外部に流出し、その数は約125万件と言われております。今年の10月から住民票を有する全ての方に順次マイナンバーが通知され、平成28年1月以降に個人番号カードの交付が開始されるマイナンバー社会保障・税番号制度にも非常に大きな悪影響を与えているのは周知の事実であります。対処として、パソコンの隔離やウイルス対策ソフトの解析依頼やウイルスの除去などを進め、また情報の流出した方への対応として基礎年金番号の変更などがありますが、そもそもこの大きな原因として、なぜウイルスに感染した添付ファイルを開いてしまったのかという大きな疑問を感じています。様々な対策を講じていても、初歩的なミスやヒューマンエラーが大きな混乱を招いてしまうことは多々ありますから、使用する人間が、使用するパソコンが何のために必要で何のために使用されているのかを認識すること、使用に当たっての知識や意識の向上が求められます。

そこで、現在の竹原市におけるネット環境と電子機器の使用状況についてお聞き致します。

質問の1として、現在外部と接続可能なパソコンの台数を、デスクトップ型とノート型、それぞれ何台あるのかをお聞き致します。

質問の2、現在接続しているパソコンは、そのうち何台あるのでしょうか。

質問3、接続可能なものに対して、全てのウイルス対策がされているのかどうか。

質問4、接続環境が無線なのか有線なのかどうか。

質問5、無線の場合で、外部からのアクセスにはパスワードの設定がされているのかど

うか。

質問6，メール開封前に内容がプレビューされていないかなどの初歩的な対策が全てに講じられているかどうか。

質問7，今までにウイルス感染による被害はあったのかどうか。

質問8，職務に必要なソフトのインストールやその使用がされていないかどうか。

質問9，個人的なネットへのアクセスや利用などが行われていないかどうか。

以上の9点についてお聞かせ頂きたいと思いますので，よろしくお願い致します。

また，答弁によっては自席にて再質問をさせていただきますので，よろしくお願い致します。

以上です。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 堀越議員の質問にお答えさせていただきます。

近年，インターネット環境と電子機器の急速な発展とともに，政府機関や企業を狙った高度な標的型攻撃が引き続き確認され，日本年金機構における今回の事件は，攻撃対象の職員を巧妙な手口で狙い撃ちする標的型サイバー攻撃と呼ばれる手法により約125万件以上の個人情報の流出があったと公表されており，大きな社会問題となっております。さらに，こうしたサイバー攻撃の手口は日々巧妙化しており，従来の対策では防ぎ切れない事案も発生しておりますが，これら攻撃の早期発見，被害の拡大防止が求められているのであります。

こうした中で，本市の環境においては，インターネットへの接続が可能なものと，税，福祉，住民記録に関する情報を取り扱うインターネットへ接続できないものの2つが存在しており，このうちインターネットへ接続可能なものにつきましては，現在使用している外部接続可能なパソコンの台数は294台であり，全てデスクトップ型を使用しております。また，実際に外部と接続しているパソコンの台数につきましては，臨時的な使用や障害などの保守対応時に使用する予備機の6台を除く288台となっております。

ウイルス対策の状況につきましては，予備機を含め全てのパソコンについてウイルス対策ソフトを導入しており，パソコンへのウイルス感染を防止する対策を実施致しております。また，外部との接続環境につきましては全て有線接続となっていることから，無線による接続は行っておりません。

電子メールの受信に係る対策につきましては、メールのプレビュー機能設定ができないなどの基本的なセキュリティー対策を均一に講じた庁内LANシステムを全庁で導入し、そのメール機能を利用してメールの閲覧及び送受信を行っております。

さらに、各パソコンのウイルス対策以外にも、庁内に入ってくる手前でウイルスやその不正プログラムの検知を行い、自動的に除去する二重の対策を講じており、これまでにウイルス感染等による被害を受けたことはありません。

また、業務に必要なソフトウェアにつきましては、職員が自由にインストールできない仕組みを講じており、業務上必要がある場合においてのみシステム管理者へ申請し、インストールを行うことと致しております。

なお、インターネットのアクセスにつきましては、フィルタリングソフトを導入し、掲示板やブログ、ショッピングサイト、動画サイト、オンラインゲームなど業務に必要なないサイトへのアクセスを制限する仕組みとなっております。

本市におきましては、こうした対策を講じる中で適切なセキュリティー対策や管理運用に努めているところでありますが、情報セキュリティー上のリスクは組織や企業に大きな被害や影響をもたらすものであります。このような状況を十分認識した上で、今後におきましても技術的な対策に加え、職員の意識向上や知識の習得に努めるなど、情報セキュリティー上のリスクを解消するための取組を継続してまいりたいと考えております。

議長（北元 豊君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） 質問の1に対しての答弁の中で、全てがデスクトップでありノート型がないということに少し驚いております。一般的な業務においてはデスク型のパソコンにおいて問題はないかと思われませんが、例えば災害などではこの庁舎から離れて情報収集を行うであるとか、そういった場合などはノート型の方が実際にデスクトップ型よりも威力を発揮できると思いますが、ノート型やタブレット型、そういったようなものの対応はいかがお考えでしょうか。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 冒頭の御質問でございます。

庁舎内、市役所内にごございますパソコンにつきましては、そのほとんどがデスクトップということでございます。これにつきましては、まず以前のノートパソコンにつきましては性能面でデスクトップに劣るというところがありましたし、また高価であったということが考えられると思います。また、職員の作業につきましては基本デスクワークというこ

とがありましたので、なかなかそういった現場へは持ち出すという発想がなかったのではないかとと思われます。

ノートパソコンにつきましては、今おっしゃったように、移動できるであるとか災害現場からの情報を送信できるであるとかそういったことがある中で、これまでいろいろ事件、事故等がありましたように、盗難に遭ったり置き忘れということがありまして、個人情報や機密情報が外部に漏えいする事件があったということもありました。こういうことからデスクトップを採用しておったのではないかとと思われます。

ただ、今おっしゃるように、災害現場であるとか工事現場であるとか、そういったことに持ち出すということは今後重要になると思っております。最近ではノートパソコンの性能も向上しておりますし、また価格も下がっております。そういったことから、こういったものを導入していくのではないかと考えております。会議等におきましても、ペーパーレスの会議等でパソコンであるとかタブレット端末を使う機会も増えておるようですから、今後我々が導入していくのもそういうふうにシフトしていくのではないかと考えております。

議長（北元 豊君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） ありがとうございます。

先ほどの答弁で1つ確認です。

置き忘れや紛失といったようなものは一般的な社会であったことなんか、それとも竹原市においてあったことなのか、その点だけ1点確認をさせていただきます。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 一般的に、全国的でということです。当方、ノートパソコンございませんので、そういったことは発生しておりません。

議長（北元 豊君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） 実際に答弁にもありましたように、非常に以前と比べると安価になっております。また、ノート型でなくてもタブレット型であるとかスマートフォンのような、より小型なもので機動性を生かした業務といったようなことも様々な対応ができると思いますので、また今後の検討として頂きたいと思います。

少し質問の方とは離れますが、ネットの環境という観点から少し質問をさせて頂きたいと思います。

先ほどもスマートフォンと申しましたけど、こちら現在竹原市が所有をしている携帯電

話、スマートフォンといったようなものはありますか。あれば、その台数とその使用される用途についてお聞きしたいと思います。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 携帯電話、スマートフォンの市に帰属する台数でございます。

スマートフォンは現在ございません。以前の携帯電話が全部で4台ございます。1台は秘書担当の方で常時携帯しておるといこと、残りの3台につきましては緊急時ということですが、緊急時といいますか、実際には災害時に現場へ出向く時に携行するであるとか、もう一点、選挙の時にそれぞれ事務担当職員が携行して、各投票所であるとかそういった職員からの連絡を待ち受けるという状況でございます。

議長（北元 豊君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） いうことであれば、秘書のその1台を除く3台は常時使用していないという認識でよろしいでしょうか。それはどなたもがその現状に応じて使用できるというようなことでしょうか。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） これは、残りの3台につきましては総務課の方にありますので、必要に応じて随時貸し出しを致しております。

議長（北元 豊君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） であれば、様々な現場に出て仕事をされておる職員の方がおられると思いますが、そういった外部からの連絡等においては、職員の方の個人所有のもので今現在対応しているといったような認識でよろしいでしょうか。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） そうです。先ほどの3台の総務課に置いてあります携帯の貸出状況につきましては、そう頻繁に出るものではございません。必要に応じてそれぞれの職員が個人の携帯電話で対応していると考えられます。

議長（北元 豊君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） それでは、質問の1とは少し離れて、質問の2以降についてお聞きをしたいと思います。

答弁にもありましたように、質問2において、実際の接続は現在288台。

質問の3、これはもう全てにおいてウイルス対策がきちんとされておる。

質問の4は全てが有線で接続をされており、5番の無線接続はない。

6番においては、庁内LANシステムを活用されておるということで、この点についても問題はない。

そして、質問7のウイルス感染についても、今までそういったような事例は発生していない。

そして8番、不要なソフトのインストールはない。これはもう職員の方が自由にインストールができないといったような仕組みを講じており、業務上の必要がある場合においてはシステム管理者へ申請をし、許可を得てインストールをするということであります。

そして質問の9、個人的なネットへのアクセスは仕組み上制限されているために、というような答弁を頂きました。

とあるように、基本的なといいますか、様々な技術的な対策は講じられておるというふうに認識を致しました。

竹原市においては、そういったようなことから、日本年金機構における情報漏えいのような、外部に情報が漏れるようなことは起こり得ないというふうに受け取りましたが、そういう認識でよろしいでしょうか。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 御質問頂きましたとおり、様々な対策を講じております。二重に防御するシステムであるとか、また不必要なソフトをインストールできるようなことには致しておりません。

ただ、日本年金機構の例を挙げられましたけれども、これもおそらくは万全の対策を期していたはずだと推測致します。それにも関わらずこのようなことになったということについては、まだ何かが足りなかったのではないかということ、そしてそれについては我々にも可能性として起きることは考えられると思っております。万全であるかというものに対しては、日々ハッカー側も技術を向上しておる訳ですから、我々もついていかなければならないという認識であります。

議長（北元 豊君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） 現在までにそういう被害が起きないというか、起こっていないといった方がいいかもしれません。今後起こり得る可能性は、対策は講じていてもハッカーの手口といいますか、巧妙化してますので、たまたままだウイルスのそういうような被害が起きていないといったような認識を持つ方がいいのかもしれません。

最初にも申しましたけど、これは様々な技術的な対策を講じていても、初歩的なミスや

ヒューマンエラーが起きてしまうといったようなことは、これは国内だけではなくて、もう世界の共通の認識であろうかと思えます。もちろん現在講じておられる技術的な対策等はこれからも継続して頂くのは当然ですが、何よりそれを使用される職員の方の知識の習得、そういったようなものが何より大切であろうかと思えます。

実際に答弁の中に、今後においても職員の意識向上や知識の習得に努めるとありましたが、現在実際に誰がどのような方法でこの知識の習得に働いているのか、その方法をお聞きしたいと思います。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 御質問頂きました内容につきましてですけれども、おっしゃるとおりで、答弁の方にもありましたけれども、技術の向上というのは日々、これは最新のものを導入致しております。また、職員の意識、情報セキュリティに関する意識に関しましては、もう常に日ごろからも心がけているところでございます。

御指摘頂いたとおり、今後大切になってくるのは職員個々の能力だと思っております。意識の習得ではなくて、それぞれの技術の習得、それぞれの個人の技術が大事になってくると思えます。この部分に関しましては、我々総務課に情報化推進係というのがありますけれども、それが研修等で万全な体制で臨んでいるかという点、そうではありません。今後の課題だと認識しております。今後そういった情報セキュリティに対する研修等を行うに当たりましては、個人の技術の習得と、そういったものに重点を置きながら今後進めていきたいと考えております。

議長（北元 豊君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） しっかりとした知識を、またその意識の向上を図って頂きたいと思えます。

何事においても、ミスや事故といったようなものは普段から慣れたような場所で起こったり、そういう状況で起こることが大変多くあります。意識向上の意味も含めて、定期的に研修やセミナーを行い、知識の習得をして頂きたいと思えます。また、それらは画一的に行うのではなくて、年代によっても違うでしょうし、知識のレベルによってもかなり差はあると思えますので、そういったようなものに効果的に対応できるような研修とかセミナーなりをしっかりと開催をして頂きたいと思えます。

先ほどの質問の1に少し戻りますが、先ほどのネット環境の観点という部分から、携帯電話、スマートフォンについての質問をさせて頂きました。様々な場面において、職員の

方の個人のもので対応して頂いているということが想像もつきましますし、そうした日々の円滑な業務に遂行して頂いておるといったようなことに対しては感謝をしております。

しかしながら、気になることのひとつとして、市民の皆さんからの声として、業務以外でのそういったような電話やスマートフォンの使用があるんじゃないかなろうか、また休憩時間や休息時間以外で職務に関係のない、個人的な使用がされているのではないかとといったような声を伺うことがあります。その点についてお聞きしたいと思います。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 個人的な理由につきましては、例えば以前よく言われてた、個人的に業務中にゲームとかを行っているのではないかということに関しましては、これはおそらくないとは思いますが、事実おっしゃるとおりで、うわさとしては聞いているところもあります。ここについては当然徹底して排除していかなければならないと感じております。

ただ1点、業務中に個人の携帯電話やスマホ等にメールが着信した場合、おそらく開封してしまうのではないかということは考えられます。これが個人的な理由ということになりましたら問題があるし、またそういった操作をしている段階を住民の皆さんがごらんになったら、ちょっと個人的な理由、ゲーム等をされてるんじゃないかということの疑念を持たれることも、おそらくこれが事実だと思います。そういったことも含めまして、また個人、御質問頂きましたように業務でも常に携帯しているということがございますので、そこらにつきましては今後また取り組んでいく内容になって、適正な使用に取り組んでいかなければならないと感じております。

議長（北元 豊君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） 実際には個人使用とまでいうものでなくて、その部分については余り細かなところまで管理監督するといったようなところまでは実際には思っておりません。それは日常生活を行う、職務の中においても休憩時間といったようなものもありますし、その部分においてはしっかりと英気を養って頂くとか、その仕事に付随をして必要のあるものについては、どんどんそういったようなものも活用しながら、竹原市のよさをPRしていくことも非常に大事なことだと思いますので。ただ、多くの市民の皆さんから期待や信頼を受けている公務員であるという意識をいま一度しっかりと持って頂きまして、そういうような指摘を受けることのないように綱紀粛正、我々議員もそうですけど、しっかりと襟を正して業務に当たって頂きたい、そういうふうに思います。

最後になりますが、現在この竹原市においては様々な問題により、市民の方からも何か職員の皆さんの元気や明るさが少し前と雰囲気違うよねと、そういったような声を多く聞きます。これは私だけでなく先輩、同僚議員の皆さんも耳にされていることだと思います。明るく元気よく、そういう活発な職場、そういったようなものにするためには、皆さんの日々の業務はもちろんですけど、行政のトップとして吉田市長が、不定期で結構でありますので市内を巡回といいますか、職員の皆さんを元気づける、また叱咤激励、職員の士気高揚のために声かけをして頂いて、今この竹原市全体を、いい風が吹いている竹原市をより大きな追い風にしていく、一緒にやっぺいこうよといった意味も含めて、そういうふうな職員の皆さんとのしっかりとした交流といいますか、巡回を通して職員の皆さんの士気高揚のためにしっかり頑張りたいと思いますが、市長、その点についてはいかがでしょうか。

議長（北元 豊君） 市長。

市長（吉田 基君） 結構ちょこちょこ各担当の方にお伺いして、何げない会話の中で少しずつでも、また職員の皆さんの思いとか、そんなことも聞きたいという思いもあってそれなりにはやっぺいつもりだったんですが、より一層。でも、余り用事がないのに行くとかえって堅くなったり、だからTPOというか、そういうこともありまして、とりわけ若い職員の皆さんの場合、気を使うところがあります、正直言いまして。言われる点について趣旨はよくわかりますので、できるだけ努力をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

議長（北元 豊君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） ありがとうございます。

そうしたフランクな市長の活動といいますか、今後もより一層続けていって頂きたいと思ひます。それが市全体の活力にもなりますし、職員の皆さんが本当に竹原市の職員でよかつたという気持ちになり、またしっかりとした職務の遂行につながっていくと思ひますので。竹原市をとにかく盛り上げて元気な町にしていく、市民の皆さんが住みよさを実感できる、そういったような竹原市にしていくといったようなことが一番大事なことで思ひますので、その部分については我々も一生懸命に努力をして協力をしながら盛り立ててまいりたいと思ひますので、今後もより一層の行動を、我々もしっかりとした活動をしてまいります。よろしくお願ひ致します。ありがとうございました。

議長（北元 豊君） 以上をもって堀越賢二議員の一般質問を終結致します。

午後1時15分まで休憩致します。

午前10時28分 休憩

午後 1時10分 再開

〔議長交代〕

副議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、井上美津子議員の登壇を許します。

7番（井上美津子君） 議長より登壇を許されました民政同志会の井上美津子でございます。発言通告書に基づきまして、平成27年第2回定例会一般質問をさせていただきます。

1、防災、減災について。

昨年8月20日の未明に、1時間に100ミリを超える猛烈な雨が降り、広島市安佐北区、安佐南区の住宅地で土石流が発生しました。報道の現況によりますと、土石流は75カ所で発生していて、山の斜度20度から40度の比較的急な斜面を、所によっては3メートルの高さで時速40キロの速さに達し、およそ3,000立方メートルの大量の土砂が住宅地に流れ込んだそうです。また、広島県や広島市が土砂災害危険箇所として指定されたところではないところでも発生し、いかに局地的に豪雨になったかを察することができます。全国で土砂災害危険地域は52万5,000カ所、崖崩れの危険地域は33万カ所、土石流危険地域は18万4,000カ所あり、そのうち5戸以上の住宅がある場所は9万カ所あるそうです。今年は既に台風6号、7号が各地に大雨をもたらし、また現在ペルー沖の海水温が高いエルニーニョ現象が起きていることから、雨が多い冷夏になる予想となっております。

そこで、山に囲まれた急傾斜地の多い本市ですが、本市の土砂災害危険地域の把握はされていますか。また、点検などの対応はどうされてますか。砂防ダムの場所の把握、対応についてもお伺い致します。

現在植林された杉の放置林は間伐をしていますが、かつては人が入っていた多くの雑木林は放置されたままになっていると思います。雑木林は、間伐すると木の幹は太く、根は広く張られ、耐久力を増します。光が差し込み、下草が生えることで土砂の流出も減ります。雑木林の間伐についてどのようにお考えですか、お伺い致します。

深層崩壊について、以前同僚議員が一般質問され、国土交通省におきましては全国の深層崩壊推定頻度マップを作成しており、このマップでは、本市の深層崩壊につきましては

推定頻度が低いものとなっております。本市と致しましては日常的な維持管理に努めますと答弁されました。また、山崩れ、崖崩れに対しての再点検についても対応されるよう要請されておりました。現在の状況はどうなっていますか、お伺い致します。

災害の発生時では、命を守ることが最優先です。しかし、高齢化の進む本市では、御高齢の方や寝たきりの方、障害のある方の家庭では安全な場所へ避難することが、自力や家族だけでは困難な方がいらっしゃいます。そこで、寝たきりの方や障害のある方など要援護者の支援体制はどのようになっていますか、進捗状況をお伺い致します。

また、避難勧告、避難指示の出すタイミングを、大学や気象センター、防災センターなどの有識者としっかり話し合っておくべきと思いますが、話し合いはされていますか。また、どのような時に避難勧告や避難指示を出されるのかお伺い致します。

広島県では、平成27年4月より県民みんなが災害死ゼロを目指す取組として、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例が制定されました。この条例を受けて、本市はどのようにされる予定ですか、お伺い致します。

## 2. 子どもの貧困と無戸籍について。

豊かな日本社会なのに、子どもの貧困問題が深刻化しています。昨年厚生労働省が発表した子どもの相対的貧困率は過去最悪の16.3%に上り、6人に1人の約325万人が貧困に該当しています。働いて得られる年収が平均で180万円の母子世帯など、ひとり親世帯では貧困率が54.6%と半数を超え、2人に1人の子どもが貧困状態にあります。これは豊かな先進20カ国のうち、4番目の高さで最悪の水準です。ひとり親世帯が増えていることに加え、賃金が安い非正規労働者が増え、働く親の所得が減っていることが子どもの貧困率を押し上げています。貧困世帯にいる子どもたちは、子どもならあって当然と思われているものが無かったり、経験する機会を奪われたりして様々な不利益を受けています。貧困が学力の低下をもたらし、このことが進学や就職にも不利に働いています。

世代を超えての貧困の連鎖を断ち切るため、平成25年6月19日に成立、平成26年1月17日に施行された子どもの貧困対策を推進する法に基づき、平成26年8月29日に「子どもの貧困対策に関する大綱」を政府が決めました。大綱における重点施策は、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開など盛り込んだ教育支援や、保護者や子どもに対する生活支援、情報収集や推進体制を盛り込んだものです。

そこで、子どもの貧困についてのお考え、現在の対策方法をお伺い致します。

貧困の子どもの中には無戸籍者がいると思います。2014年10月現在、全国に無戸籍の人たちは少なくとも279人いるとの発表がありました。そのうち、19歳以下の子どもは9割を占めるそうです。しかし、報告したのは187市町村で全体の1割なので、279人というのは氷山の一角とも言えると思います。離婚などの理由から親が出生届を出さなかったため、戸籍のない子どもがいます。最近ではDV——ドメスティック・バイオレンスが原因のものが多くなっているとのこと。戸籍のない子どもは、予防注射を受けることができず健康保険にも入ることができないことから、健康を害する危険にさらされています。また、パスポートに代表される公的な書類全般を手に入れることが大変困難なため、結婚、海外旅行、銀行口座開設など、日常の様々なことが容易にできません。選挙権がなく、就職する上での制約や差別などもあり、法的な身分が安定してないこと、精神的な苦痛が大きいそうです。

そこで、無戸籍者についてのお考えをお尋ね致します。また、本市において無戸籍者の把握はできていますか。今後、無戸籍者の対応をどのように取組をされるのかお伺い致します。

以上、壇上での質問を終わります。

なお、答弁の内容によっては自席にて再質問をさせていただきます。

副議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 井上議員の質問にお答えを致します。

まず、1点目の御質問についてであります。本市は面積の約7割が山林で占められており、全般的に急峻な山々に囲まれているという地形条件に加えて、地質は風化を受けやすい花崗岩などから構成されていることから、長雨や局地的な集中豪雨の影響により、崖崩れなどの土砂災害の発生が懸念されております。本市の土砂災害危険箇所数と致しましては、斜面の角度が30度以上で高さが5メートル以上の急傾斜地崩壊危険箇所が324カ所、土石流危険渓流につきましては243渓流となっているところであります。

こうした中で、土砂災害を未然に防止するためには、急傾斜地崩壊対策事業や砂防ダムの建設を計画的かつ着実に進めることが重要であると考えており、事業主体であります広島県においては、ひろしま砂防アクションプラン2014に位置付けられた優先順位に基づき、計画的な整備が行われているところであります。広島県が管理する土砂災害防止施設の砂防ダムなどの場所の把握につきましては、効率的かつ効果的に施設を維持するため

に、広島県において施設台帳や点検結果のデータベース化を進めており、点検などの対応については維持管理ガイドラインや点検マニュアルを策定し、定期的な施設点検を実施していると同っております。

本市におきましても、毎年梅雨時期前の5月から6月にかけて、広島県と合同で土砂災害危険箇所のパトロールを実施しているところであり、今後も引き続き急傾斜地崩壊防止施設などの点検や災害発生の危険性の把握など土砂災害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

雑木林の間伐につきましては、森林は土砂災害等を防止する国土保全機能や湧水や洪水などを緩和しながら、良質な水を育む水源涵養機能などの多面的機能を有しており、私たちの安全で豊かな生活を支える重要な役割を担っております。このような森林の持つ機能を維持・増進し、将来にわたってその恩恵を享受していくために、本市では平成19年度からひろしまの森づくり県民税を財源とするひろしまの森づくり事業に取り組んでおり、この中で人工林対策として手入れがされていない杉、ヒノキなどの人工林の間伐を実施したり、里山林対策として竹林や広葉樹などの雑木林の整備等を実施しております。

なお、昨年度におきましては、杉、ヒノキの人工林対策として、仁賀町、田万里町、新庄町等14カ所において間伐を行っており、里山林の整備と致しましては仁賀町、小梨町において広葉樹などの雑木林の間伐を、高崎町においては竹林の間伐を実施しております。こうした中で、今後におきましても森林機能の維持・発揮のため、人工林や里山林の整備等に関する施策の継続、充実を図ってまいりたいと考えております。

深層崩壊につきましては、大雨により表面の表土だけでなく深い層の地層までもが崩れ落ちる現象であり、深層崩壊が起こる場所については過去の事例から分析した結果、特定の地質や地形で多く発生しており、国土交通省において策定している全国の深層崩壊推定頻度マップでは、広島県で深層崩壊が発生する頻度は低いとされておりますが、近年の異常気象による集中豪雨や大規模地震の発生が懸念されていることから、引き続き地域住民からの情報提供や通常の業務の中で斜面の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

災害時における要援護者の支援体制につきましては、近年全国的に発生する自然災害において、犠牲者の多くが高齢者や障害者等であり、災害時に自力で避難することが困難な者である災害時要援護者に対する支援の重要性が防災対策上喫緊の課題であることから、本市におきましては平成24年3月に「竹原市災害時要援護者避難支援プラン」を策定致

しました。このプランにおいて、介護保険の要介護3以上の者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、75歳以上の高齢者等を災害時要援護者の対象範囲と定め、支援体制の確立に努めることとし、対象者の名簿の整備を行っております。この対象者の中には、自力で行動できる者、家族等の援助を受けられる方、施設に入所されている方など、災害時において身の安全を確保することが可能な方もおられますが、災害発生時においては、これらの方々の情報を消防や警察など関係機関に提供することとしております。

現在市内の住民自治組織等において、各世帯の状況の把握、要援護者名簿の作成、避難計画の策定など要援護者に対する支援の取組を行っている地域もあり、本市と致しましてはこのプランに基づき、支援団体等と個人情報の管理に係る協定を締結し、個別計画を作成するための取組を強化することとしており、既に取り組を行っている地域との協議を進めてまいりたいと考えております。災害時要援護者の避難行動支援につきましては、地域における協力体制が必要不可欠であり、今後におきましても地域と連携を強化し、情報の共有や避難支援体制の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

避難勧告や避難指示を出すタイミングにつきましては、本市においては広島地方気象台や広島県と近年の気象状況などについての情報交換をする中で、避難勧告等の判断の基準となる気象条件の見通しや気象情報の見込みについて、担当窓口の確認や情報収集の方法など毎年度出水期前に確認し、お互いに連携を図っているところであります。

さらに、近年の防災対策では想定外を想定する、空振りを恐れないという考え方が基本となっており、本市におきましても、これまでの経験や常識にとらわれることなく市民の安全・安心を第一に考えるとともに、避難勧告等についても広島地方気象台等からの情報をもとに的確な判断により行動してまいりたいと考えております。

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例につきましては、災害死をゼロにするという目標を掲げ、平成27年3月16日に公布され、4月1日から施行されたものであります。本市におきましては、当該条例における市町の役割にのっとり、地域や学校等における各種訓練や防災知識の出前講座などにより、災害や防災について学ぶことや日ごろから災害に備えることなどの周知を図り、引き続き災害発生の危険性の把握、災害情報の迅速な伝達に努めるとともに、総合防災訓練等により実践的な行動力を習得することができるよう積極的な取組に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。子どもたちの将来と日本の将来をより一層輝かしいものとするためには、子どもたちの成長環境を整備するとともに、教育を受け

る機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて子どもの貧困対策を総合的に推進することが何より重要であり、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないことから、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要であることから、そうした子どもの貧困対策の意義を踏まえ、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、政府により平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されております。この大綱は基本的な方針、子どもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策を上げ各種施策を推進していくこととされています。

また、広島県においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を総合的に推進することとして、子ども・子育て支援事業計画であるひろしまファミリー夢プランの中でその内容を盛り込み、子どもの貧困対策計画として位置付けられているところであります。

本市における子どもの貧困への取組につきましては、生活保護世帯やひとり親世帯に対し、子どもの教育費や就学に必要な資金の援助や貸付などの教育支援、子どもやその親に日常的な生活習慣を身につけるための生活支援、保護者が就労するための支援や能力開発のための給付金の支給などの就労支援、自立を支援する観点から資金貸付の経済的支援など、子どもの貧困への総合的な対応を行っているところであります。

今後におきましても、本市と致しましては、貧困の連鎖を断ち切ることにより子どもたちが夢と希望を持つことができる社会の実現に向け、国の「子供の貧困対策に関する大綱」や広島県の「ひろしまファミリー夢プラン」と連動した実効性のある施策を推進してまいりたいと考えております。

また、無戸籍者に関する問題につきましては、通常子を出産した場合には、原則として父親または母親が出生の届け出を行い、この届け出に基づいて戸籍をつくることとされておりますが、様々な理由によりこの出生の届け出がなされないまま無戸籍となっている方がおられます。これについて、大きな理由の一つと致しましては、婚姻中または離婚後300日以内に子どもを出産した場合に、民法第772条の規定により、戸籍上夫または前

夫の子とされるのを避けるため、出生の届け出がされないことが挙げられております。

こうした中で、国においては結婚や就労で不利益を受けたと声を上げるケースが相次いだことを受け、平成26年7月に初の実態調査を行いました。本市におきまして戸籍窓口だけでなく庁内の関係部署も含め調査した結果、無戸籍の方はおられませんでした。

また、予防接種をはじめとする行政サービスにおいては、住民票に記載されている者をその対象とすることを基本としており、住民票の記載に当たっては戸籍法に基づく出生届を必要とすることが原則とされているため、住民票に記載がない場合は、健康保険の加入、選挙権の行使、旅券の発給、婚姻の届け出等、社会生活を営む上で様々な不利益が生じることとなるものであります。しかしながら、民法第772条の規定に基づく嫡出推定が働くことに関連して、出生届の提出に至らない者や認知調停手続などの外形的に子の身分関係を確定するための手続が進められている場合には、市町村長の職権により住民票の記載を行うことができることとされていることから、これにより出生届の提出に至らず住民票が作成されていないため行政サービスを受けられないという事態を防ぐものであります。

平成26年7月には、法務局から全国の市町村に対し無戸籍者の情報の把握や支援について通知がされましたが、無戸籍者の情報は戸籍窓口だけで全て把握することは困難であるため、戸籍以外の業務の過程で無戸籍者に関する情報を把握した時は、戸籍担当部署を通じて法務局へ報告するとともに、無戸籍者には所轄法務局への相談方法を案内することとしており、法務局においては判明した無戸籍者に対して戸籍に記載されるための手続について支援を行う取組を進められております。

今後におきましても、無戸籍者を把握した場合には無戸籍の状態が一日も早く解消されるよう、国や県、庁内の関係部署と連携を図り支援を行ってまいりたいと考えております。

副議長（大川弘雄君） 7番井上議員。

7番（井上美津子君） ありがとうございます。答弁を頂きました。

ここで再質問をさせて頂きたいと思います。

まず、防災、減災についてであります。

竹原市で市民の皆さんによく聞く言葉で、竹原市は温暖で災害の少ない町よねという方も結構いらっしゃいます。私もそう思っております。しかし、災害はいつどのような形で襲ってくるかわかりません。特に最近では局地的に短時間に降るゲリラ豪雨、本当に多く

なっております。これが災害を引き起こしております。

答弁書によりますと、本市において急傾斜崩壊危険箇所が324カ所、土石流危険渓流が243渓流あるとのこと。また、梅雨どき前、県と合同でパトロールを行っているところで、急傾斜崩壊危険箇所や土石流危険渓流付近で公的な施設や要援護者の多く住んでいる施設、老人ホーム等ある地域において、市独自で点検やパトロールをするというと思うんですけども、お考えをお聞かせ頂きたいと思います。

また、砂防ダムについても土砂の状況を点検すべきだと思いますけども、その方もお答え頂きたいと思います。また、未然防止という観点から地元の方と連携を密にして対応すべきと思いますが、お考えをお聞かせください。お願い致します。

副議長（大川弘雄君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 今回防災、減災ということで、地域と一緒に点検を行ってはどうかというような御提言でございますが、まず災害を未然に防止するためには地域の情報、地域の声は貴重でありまして、そうした土砂災害の前兆と致しましては、裏山がひび割れが発生したり河川の水が通常よりも濁っているというような情報につきましては、地域の皆様が一番よく把握しておられることから、日ごろから地域の自治会や消防、警察、また老人ホーム等施設の方と点検をすることによって情報を共有し、連携していくことは大変重要であると考えております。そうしたことから、引き続き地域からの情報をもとに、災害発生の危険性の把握や地域と一緒に点検など土砂災害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の砂防ダムの点検についての御質問でございますが、広島県が管理しております砂防施設の維持管理につきましては、渓流の反乱や土石流による災害の防止をするために、平成26年6月に策定を致しました「ひろしま砂防アクションプラン2014」に基づきまして、定期的または集中豪雨があった後に砂防ダムに堆積した土砂や流木等の状況を点検をしているところでございます。また、砂防ダムに堆積をしております土砂等につきましては、ダムの機能が十分に発揮されるよう必要に応じて土砂の撤去を行っているところでございます。本市と致しましても、地域住民からの情報などにより砂防ダムに堆積した土砂が確認された場合には、速やかに広島県に連絡するとともに土砂の撤去等を要望してまいります。

また最後に、地域と密接した連携ということで、今後も引き続きこれまでの災害を教訓に致しまして、市民の安全・安心を確保するため、地元自治会、また消防、警察、広島県

などと連携しながら積極的に防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

副議長（大川弘雄君） 7番井上議員。

7番（井上美津子君） ありがとうございます。

地元との連携が密接になるということは安心・安全につながっていくと思います。また、県とのパイプもしっかりと持って頂いて、いろんなことを県の方に押し上げていって頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

続きまして、かつては焚物等をつくるために手が入っていた雑木林なんですけども、今は、多少現在は間伐をしてますよっていうふうに答弁されてますけども、ほとんどが放置状態だと思います。鳥獣被害というものが原因にもなってると思います。雑木林は間伐すると、質問の方にも言いましたけども、木の幹が太くなって根が広く張られ、耐久力を増してくる。また、光が差し込んで下草が生えることで土砂の流出も減るということで、兵庫県ではこうした研究結果を受けて雑木林の間伐を進め、効果を上げていると今年の9月19日のテレビのニュースで報道されておりました。雑木林で急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流と重なる場所での間伐は有効ではないでしょうか。また、鳥獣対策にもなると思いますが、お考えをお伺い致します。

副議長（大川弘雄君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） お答えを致します。

森林につきましては、放置されて荒廃していきますと、森林が持つ国土保全機能ですとか水源涵養機能が低下致しまして、雨が降った場合にその雨が山に染み込まずに、そのまま流れて山崩れが発生しやすくなるというようなことが考えられます。また、雨が一気に川に流れて洪水も発生しやすくなるというようなことが考えられまして、そうなりますと私たちの暮らしに大変大きな被害を与えることになるというふうに思います。本来でありましたら、先ほど井上議員さんもおっしゃられましたように、その森林の所有者がそれぞれ森林を整備されていければ荒廃するということもなくなる訳ですので、そういったことをPRしていくということも必要ではないかというふうに思っております。しかし、現実には長年放置されて荒廃した森林は増えていってるという状況でございますので、先ほど市長が御答弁申し上げましたように、森林の持つ多面的機能を維持増進するために、公募によりまして森づくり事業を現在実施しているというところでございます。また森林のそういった機能を維持するために県の方では治山事業を行っておりまして、保安林などを

対象に、森林整備ですとか施設整備を実施しております。こういったような事業を絡めながら森林整備に努めるとともに、森林を守り育てるといふことの大切さについてもPRをしていきたいというふうに思います。

それと、イノシシ、鹿の数が非常に増えておりまして、作物等にも被害が増えてるといふような状況は年々大きくなっております。それはそういった里山が荒れてきたと、森林が荒廃してきた結果、里山も荒れてきたということで、そういった鳥獣の被害も増えてきてるといふふうに思いますので、非常に森林を整備していけば効果は上がるというふうに考えられます。繰り返しになりますが、森林を守り育てていくということについて、今後引き続き実施してまいりたいというふうに思います。よろしくお願い致します。

副議長（大川弘雄君） 7番井上議員。

7番（井上美津子君） ありがとうございます。

放置林というのはよくないということで、PRしながら山を守っていかないといけない、それで竹原市も安全・安心というところに行くのではないかと思います。よろしくお願い致します。

続いて、避難勧告や避難指示を出すタイミングなんですけども、空振りをおそれないで市民の安全・安心を第一にというふうに御答弁頂きました。そこで、要援護者についてですけども、平成24年3月に「災害時要援護者避難指示プラン」を策定されまして、現在対象者の名簿を作成されているとのことなんです。早急に支援ができる体制をとって頂きたいと思うんですけども、そのためには地域との連携が必要不可欠と考えます。地域の方と、それから要援護者とのつながりも肝心になると思います。地域との協議内容としてはどういふものがあるのでしょうか。最終的には誰が誰をというところになるんだと思いますけども、どのような時に声をかけていく、また連絡方法や啓発などについてお伺い致します。

また、支援団体等個人情報の管理に係る締結がなされていないところにおいては、早急に行動して頂きたいと思いますが、いざとなった時対応がすぐとれるよう、また机上の空論とならないように、地域の方と密接に行動計画を立てて頂きたいと思います。それについてのお考えをお伺い致します。

副議長（大川弘雄君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

災害時における要援護者の支援体制ということでございます。

先ほど議員からもお話ございましたが、本市におきましては、平成24年3月に「災害

時要援護者避難支援プラン」を策定致しました。これは全体計画というものでございます。この間、関係団体への全体計画の説明、また協力依頼、避難支援システムの導入、また市と市内の社会福祉法人との間におきまして、福祉避難所の設置運営に関する協定の締結などを経まして、現在個別計画の策定の推進に向けて取り組んでいるところでございます。

お話ございましたように、この行動支援につきましては、日ごろからの地域との密接な連携が必要であり、そのことが地域における協力体制につながるものと考えております。現在、市長の御答弁でもございましたが、市内の住民自治組織、また地域の自主防災組織におきましては、各世帯の状況の把握、要援護者名簿の作成、避難計画の策定など要援護者に対する支援の取組を行っている地域もあることから、プランに基づきまして、地域との協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

今後におきましても、地域との連携を強化致しまして、先ほどございましたが、誰が誰を助けるのか、これが情報の共有、また一方ではいつどこで誰が何を、これは連絡方法、啓発につながっていくものでございます。それが減災につながるということで、行動につきましてもどのように行っていくかというのがございますので、今後におきましても地域との連携を強化致しまして、情報の共有、避難支援体制の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（大川弘雄君） 7番井上議員。

7番（井上美津子君） 個人情報というふうな問題が関わってきますけども、高齢化したりひとり暮らしの方が増えたりしている現在、この要援護者の部分は早急にというところでしっかりと関わって行って頂きたいと思えます。

次に、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動についても、先日私、広島県地域女性団体連絡協議会の講演会で広島県危機管理監減災対策推進担当主事の古川昇平さんのお話を聞きました。それで勉強させて頂きました。

講演では、知ろう、察知しよう、行動しよう、学ぼう、備えようの5つの行動目標の起点となる知るを平成27年から29年の間、また実践を平成30年から32年の3年間で力を入れるということでした。この運動の内容を市民の皆さんが知って、災害から命を守る行動をしていかななくてはならないと思えます。

そこで、この「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の啓発はどのように取組をされていま

すか。市としての対応をお伺い致します。

また、安全・安心なまちづくりを推進するため、一人一人が防災意識を高めることが大切です。それにより減災につながっていくと思います。「みんなで減災」の知るの観点から、危険箇所や情報の入手の方法、また災害発生危険性の察知の方法など学んでいかなければならないと思います。現在どのようなことをされてますか。また、今後どのようなことを計画されていますか。お伺い致します。

副議長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 2点ほど御質問頂きました。

まず1点目、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例ということでした。この条例につきましては、本年4月1日から施行されております。

今御質問にありましたように、広島県民の方々、そして広島県、それから行政と事業者、自主防災組織等が一丸となって防災、減災に努めていこうという内容でございます。その中で、現在取り組んでおります啓発についてが1つ目の御質問でございましたが、これにつきましてはポスターやリーフレットの啓発ということで、支所、出張所、公民館等に県が作成致しましたものを掲出しておるといふことでもあります。今後におきましては、県民総ぐるみ運動ののぼり旗の設置であるとか、市広報やホームページへ掲載するとともに、防災知識の向上のために出前講座等の機会を捉えて周知をしていきたいと考えております。

それから、現在の取組の状況なんですが、今御質問にありました5つの項目、知ることであるとか察知することであるとか、そういったもの、これ県民の皆様にして頂くことになるんですが、我々行政側からしてみれば、そういったことを知って頂くであるとか察知して頂く、学んで頂くという観点からそれぞれ活動を行っております。まず、知ること、知って頂くためにハザードマップの修正であるとか出前講座、市の広報紙、ホームページによる災害危険箇所の周知、こういったものを行っております。察知するに关しましては、従来から御説明しております防災情報メールであるとかホームページ、タネットでの防災情報、フェイスブック等による防災情報の伝達を行っております。また、行動して頂くためには出前講座であるとか防災訓練、広報紙等での周知を行っておるといふこと、学んで頂くためには防災訓練、それから学校等での防災教室、こういったものを行っております。備えるでございますが、備えて頂くために非常持ち出し用品の準備の呼びかけであるとか、あとは建物の耐震化であるとか家具の転倒防止等の周知に努めているとい

う状況でございます。

副議長（大川弘雄君） 7番井上議員。

7番（井上美津子君） ありがとうございます。

訓練という言葉が今出ましたけども、今年も多分9月初めごろに竹原市の総合防災訓練が行われると思います。これにも多くの皆さんが自主的に参加して頂ければ一番いいのかなとは思いますが、参加者の呼びかけに関してどのようにされるのか。私も毎年炊き出し班ということで参加させて頂いて、いろいろな勉強をさせて頂いてるんですけども、こういう防災訓練に参加して頂くための呼びかけというのを教えて頂きたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 総合防災訓練に関する御質問でございます。

この訓練につきましては、毎年9月の第1土曜日ということで、本年におきましては9月5日の土曜日を予定致しておるという状況でございます。これにつきましては、御質問にもありましたように、またみんなで減災、防災、先ほどの県民総ぐるみ運動の目標にもありますように、なるべく多くの方が参加して頂くことを目標に、そういったことを目標に開催を予定致しております。

この参加者への声かけでございますけれども、この訓練に関しましては事前に訓練の役割を決めて行うものもございまして、これにつきましては早い段階から住民自治組織であるとか自治会、そういった方々に御案内を差し上げて参加を募っていきたいと考えております。

いずれに致しましても、この9月5日というまだ予定の段階で、現在取りかかりの状態であります。先ほどの役割を決めて参加をして頂く方以外にも当日参加して頂いて、いろんな災害から命を守る方法について学んで頂きたいということを考えておりますので、今後訓練の内容について精査決定をしていく過程で、多くの方が参加して頂けるような構成にしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

副議長（大川弘雄君） 7番井上議員。

7番（井上美津子君） 是非とも多くの方に参加して頂きたいと思います。それが減災にもつながっていく、訓練でも経験することが減災の方につながっていくと思いますので、本当にたくさんの方に行ってもらいたいかなと思っております。ありがとうございます。

続きまして、第2の子どもの貧困と無戸籍の方に移らせて頂きます。

子どもの貧困についてですが、今の時代貧困って言われる方もいらっしゃると思いま

す。貧困になるには、ひとり親世帯だったり病気で働けなかったりいろいろな要因が重なっていると思います。本市でも、第5次竹原市総合計画後期計画にも掲げられていますけれども、子どもが夢を持って育てられる環境づくりとして、本市の現在の生活支援や就労支援など具体的な支援についてお伺い致します。また、相談できる環境づくり、また相談できる体制の強化充実を図っていかなくてはいけないと思いますけれども、そのお考えをお伺い致します。

副議長（大川弘雄君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） まず、1点目でございます。

子どもの貧困への具体的な取組ということでございますが、本市におきます子どもの貧困への対応と致しましては、生活保護世帯におきまして、教育支援として義務教育の教育費に充てるための教育扶助、高等学校等就学費等の生業扶助、生活支援と致しまして家庭訪問等を通じた生活習慣や教育相談等、それと保護者に対する就労支援と致しまして、保護者就労嘱託員による就労支援の実施、積極的に就労活動に取り組むための就労活動促進費の支給、安定した職業等に就いたこと等により保護の必要がなくなった時に支給する就労自立給付金、経済支援と致しまして、就労収入から必要経費の控除や給与収入額に応じて控除する基礎控除などがございます。

続きまして、ひとり親世帯におきましては、教育支援と致しまして母子・父子・寡婦福祉資金による修学資金の貸付、生活支援と致しまして母子・父子自立支援員による生活相談等の実施を行っております。保護者に対する就労支援と致しまして、ひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラムの策定事業、それとひとり親の能力開発増のための高等技能訓練促進費の支給を行っております。経済的支援と致しまして児童扶養手当の支給など、子どもの貧困への総合的な対応を行っているところでございます。

あと、環境づくり、体制強化につきましての御質問でございますが、そういったことへの対応ということになりますと相談員等の体制という形で、現在家庭児童相談室の方、一昨年まで2名の体制でございましたが、3名体制というふうな強化を行っているところでございます。

以上です。

副議長（大川弘雄君） 7番井上議員。

7番（井上美津子君） ありがとうございます。

子どもは地域の宝ですので、子どもの貧困については地域で支えていかないといけないっていうところもあると思うんですが、デリケートな問題だと思います。難しいところが多いのかなとは思いますが、今さっき母子高等技能訓練促進事業給付金というふうな言葉が出てきましたけども、そういういろんな支援があるということを啓発していかないといけないと思うんです。3月の定例会の時だと思うんですけども、人数が少なくなりましたということをおっしゃっていました。それは浸透したんでなくて、それでも言い続けていかないといけないのかなと思っておりますので、啓発の方はよろしくお願い致します。一人一人ニーズに合った効果的な支援がとれるよう、地域とも連携して取り組んでほしいと思いますけども、いかがでしょうか。

副議長（大川弘雄君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 子どもの貧困に対します救済制度の周知方法というふうな観点での御質問でございますが、ひとり親という観点に対します様々な救済制度等の周知方法につきましては、児童扶養手当の申請時におきまして、母子父子家庭に対する手当や助成、貸付、住宅とか、あと資格取得、先ほどの高等技能でございますが、あと、年金、子育て、仕事、優遇措置などの制度の内容を資料にして配布をしているところでございます。それとあわせて、毎年申請を必要としております児童扶養手当の現況届、こちらの方を送付する時にあわせて救済制度の周知を行っているところでございます。こういった周知方法につきましては引き続き行っていきたいと思っておりますし、新たな周知方法等がございましたら周知に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

副議長（大川弘雄君） 7番井上議員。

7番（井上美津子君） 是非とも周知をして頂いて、本当に支援ができればと思っております。先ほども触れたんですけども、地域との関係もしっかりと持って頂きたいと思っております。

それでは、無戸籍の方に行かせて頂きます。

答弁書によりますと、現在本市においては無戸籍の人はいないということに答弁書の方にはありました。無戸籍になる原因としてドメスティック・バイオレンス——DVが上げられますが、DVの相談件数が現在増えているとお聞きしております。本市のDVの状況と人権問題としての無戸籍について、これからの取組などがありましたらお伺い致します。

副議長（大川弘雄君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） DVの相談件数と今後の取組という御質問でございます。

まず、相談件数、人数につきましては、平成24年度が15名で181件、25年度が22名の195件、26年度が24名の363件と年々増加の傾向にあります。内容につきましても、また話だけでも聞いてもらいたいというような相談から、すぐに避難したいから保護してほしいというような様々な状況がございます。

そういった中で、本市におきましては現在DV等に関する相談窓口を設置致しまして、相談内容に応じて、内部の関係部署だけではなく県の関係機関でありますとか警察、また民生委員などの関係機関と連携を図る中で被害者の保護と自立に向けた支援に取り組むとともに、また男女共同参画事業の一環と致しまして、DVをテーマとした講演会の開催でありますとか無戸籍を主題と致しました講座を開催するなど、DVの防止等につきまして周知啓発に努めているところでございます。

また、昨年度におきましてはロータリークラブさんの御協力によりまして、市内中学生生徒を対象と致しましたデートDVをテーマとした講演会も開催を致したところであります。今後におきましても、引き続きDV被害の防止等について人権啓発講座等を活用する中で、夫婦間のDVに加えて、また子どもに対する暴力の防止等についても周知啓発に努めるとともに、またDV相談におきましても、近年相談件数の増加や相談内容が深刻化しているというようなことから、無戸籍者問題が特別な事情で起こるものではなく身近なものであるというような認識をもとに、相談者の実情に応じた支援を行う中でその未然防止に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

副議長（大川弘雄君） 7番井上議員。

7番（井上美津子君） ありがとうございます。

未然防止という観点からは、DVといえますか、そういうところも相談に乗り、しっかりとケアをしていって頂きたいと思います。

それから、無戸籍になって行政サービスが受けられないことのないよう配慮されているというふうに答弁書の方には書いてありました。まずは、無戸籍者が出ないようにするための対策をするとともに、また無戸籍者を把握した場合は、素早く支援ができる体制を築いて頂きたいと思います。そのためには、市独自では無理というところもありますので、国とか県とか声を上げていかないといけないのではないかと考えておりますが、このことについてどのような行動をおとりになるかお聞かせ頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

副議長（大川弘雄君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 無戸籍になる背景には、御指摘のとおりDVや離婚の増加があると言われております。本市においても同様の状況が見られる中、戸籍窓口だけでなく関係部署の相談窓口等で無戸籍者が判明した場合には、子どもの権利を守る観点から行政サービスが受けられないような状況を防ぐよう柔軟な対応をとっていくとともに、無戸籍の状態が一日も早く解消されるよう、国や県と連携をとってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

副議長（大川弘雄君） 7番井上議員。

7番（井上美津子君） ありがとうございます。

是非そういう連携をとって頂いて、本当に把握した場合は早急にいろんな体制ができるようにして頂きたいと思っております。

最後になりますが、市民一人一人の防災意識の向上で、災害が少なく安心・安全なまちづくり、全ての子どもたちが夢を持って輝き、育てることができやすい環境づくり、これによって住みよさ実感につながると思っております。市長のお考えをお伺いして、私の一般質問を終えたいと思っております。よろしくお願い致します。

副議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 井上議員から御質問頂きました2つの内容、防災それから減災に関する事、そして子どもの貧困や無戸籍に関する事につきましては、いずれも子どもも夢を持ち健やかに暮らせるまち、そして全ての世代の人々が安全・安心で暮らしていける竹原市を目指す上で非常に重要なことだというふうに考えております。これらのことから、今後も市民の皆様が住んでみたい、あるいは住み続けたい、そして住んでよかったと思えるまちを目指していくために、様々な取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（大川弘雄君） 以上をもって井上美津子議員の一般質問を終結致します。

議事の都合により、14時35分まで休憩とします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

〔議長交代〕

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位6番、宮原忠行議員の登壇を許します。

10番（宮原忠行君） それでは、ただいまより一般質問をさせていただきます。

政治は、最高の倫理道徳をスローガンとして激戦を制された吉田市長就任後、1年を待たずに政治団体の街宣活動が始められ、前副市長辞職日の3月31日に、いわゆる怪文書に記載された内容に基づく激しい街宣活動が繰り広げられ、その後6月5日にも、前回に勝るとも劣らぬ激しい街宣活動が繰り広げられ、一向にやむ気配が見られません。その間にもいわゆる怪文書と言われるものが飛び交い、市民の不安、不信、竹原市民であることの自尊心を傷つけられたことに対する怒りが、市議会議員としての私に対しても厳しく投げつけられています。

市長選挙において、政治は最高の倫理道徳を掲げて勝ち抜かれた吉田市長にして、なぜこのような政治状況が生まれてきたとお考えになられているのか。また、この異常な政治状況の早期克服に向けて、怪文書等一連の問題について、法律専門家をはじめとする公正な第三者によって構成される委員会を設置して、事実の解明と正常化に向けた方策を提言して頂く必要があると思いますが、市長の明確な答弁を求めます。

さらに、今日の政治状況を憂慮し、いら立ち、竹原市民としての屈辱感を痛感しておられる市民への明確なメッセージとして、吉田市政は一切の利権、利益供与等の政治不信につながる行為、いわゆる腐敗政治とは無縁であるとの緊急宣言を発することも必要ではないかと思えます。私への答弁を通して、市民への今回の異常事態の早期克服に向けた市長の決意と覚悟が伝わる強力なメッセージを発せられんことを熱望してやみません。

細羽副市長におかれては、昨年4月1日に建設産業部長として広島県から派遣され、その1年2カ月後に事務方の最高責任者としての副市長に就任されました。建設産業部長としての派遣も今回の副市長就任も、広島県を構成する組織の一員として決定されたものであり、まさに青天のへきれきの思いであり、その職務の重さを痛感されていることとお察しします。

去る5月20日の平成27年第1回臨時議会直前に、前副市長辞任の経過については是非説明したいとのことでありましたが、私はその経緯についてはお聞きする必要はないことを申し上げ、細羽さんが副市長につかれることは、小坂政司前市長時代以来の喫緊の行政課題を遂行する上において最適の人選であることと、竹原市にとって最高の人選である旨申し上げ、選任同意の場では一切の質疑も討論もしないことを申し上げ、そのとおりの行動

してきました。この場で、改めて広島県の関係各位の御英断と、そこに至るまでの職員の取組に対して、竹原市民の代表の一人である市議会議員として衷心より感謝申し上げるところでございます。

そして、その上で庁舎移転問題をはじめとする公共施設再配置計画の基底、あるいは根幹を形成する国道432号拡幅を中核とする都市計画変更計画の早期策定と県の承認、新開地区土地区画整理事業の計画期間内の竣工、竹原市まち・ひと・しごと創生計画の期間内の策定と政府承認、職員給与の適正化、すなわちラスパイレス指数の引き下げ問題、怪文書等で難詰されている職員の信用失墜行為に関わる倫理の向上、窓口対応におけるトラブルによる相次ぐ警察への通報問題等、市民との対話力の向上による信頼回復等々、喫緊の行政課題にどのように取り組んでいかれるのか、決意と覚悟のほどをお聞かせ願いたいと思います。

最後に、国民健康保険財政の安定財源である調整交付金支給要件である平成26年度徴収率93%は確保されたのか。確保されたとすれば、消費税率8%増という逆境の中で調整交付金を確保すべく日夜取り組んでこられた徴収職員の努力に対して、市長としてどのように評価されているのか。

また、平成27年度の財政調整交付金支給条件である徴収率と調整交付金支給額は、平成26年度と同じか。変更があったとすれば、その根拠、理由について御説明願います。

さらに、平成27年度徴収率の確保についてどのように見通され対応していかれるのか、御所見をお伺いします。

以上でもって壇上での一般質問を終わらせて頂きます。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 宮原議員の質問にお答えをさせていただきます。

2点目の御質問につきましては副市長がお答え致します。

1点目の御質問についてであります。今年に入り、市内におきまして政治団体による街宣活動が行われており、特に3月と6月の2回にわたり街宣車6台による大規模な街宣活動が行われ、市民生活に多大な不安や迷惑が生じているものと認識を致しておるものであります。街宣活動等で主張されている内容につきましても、市政や関係団体に対する信頼を著しく毀損するものとなっており、看過できない状態となっているものであります。

これらの内容において、市政の遂行に関するものにつきましては、市内部において事実

確認を行うとともに顧問弁護士にも相談しており、主張されてるような問題は発生していないことを確認しております。さらに、今後につきましても必要に応じ、弁護士などの外部有識者を含め、正常化に向けた取組を迅速に進めてまいりたいと考えております。市長就任以来取り組んでまいりました市政の遂行におきましては、先ほど申し上げましたとおり、これらの街宣活動等で主張されているような不正行為は行われていないことを確認しております。

こうしたことから、これまでと同様に警察や弁護士と緊密に連携をするとともに、市民の皆様や市関係団体の協力を得ながら、議員の皆様と一丸となって市政運営の正常化に取り組み、信頼の回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問についてであります。国民健康保険税は国民健康保険制度の運営において欠かせない財源であることから、収納率の向上に向けた取組は重要なことと認識致しております。平成26年度国民健康保険税の現年度賦課分の出納閉鎖時点における収納率は94.5%となっており、平成25年度の収納率を大きく上回っております。この要因と致しましては、納付期限を超えた方に対しまして、電話や文書による早期の納付勧奨を行うとともに、未納者や未申告者への休日、夜間の訪問等の取組の結果により確保されたものと考えております。

また、特別調整交付金につきましては、1月から12月の平均被保険者数及び前年度の収納率により交付金額が決定されるものであり、平均被保険者数が7,500人以上1万5,000人未満の市町は、前年度の収納率が93%を超えた場合に2,500万円が交付され、平均被保険者数が7,500人未満の市町は、前年度の収納率が94%を超えた場合に1,500万円が交付されるものとなっております。平成26年度の特別調整交付金につきましては、対象となる平均被保険者数が7,577人であり、平成25年度の収納率が93.16%であったことから、2,500万円が交付されております。平成27年度の特調交付金につきましては、対象となる平均被保険者数が7,500人を下回る見込みであり、交付基準となる前年度収納率が94%を超えていることから、平成26年度と比較して1,000万円の減額となる1,500万円が交付される見込みとなっております。

今後におきましても、国民健康保険税の確保の取組につきましては大変重要でありますので、平成27年度も引き続き、文書、電話、訪問による催告や納税相談などこれまでの取組を継続しながら、より効果的、効率的な徴収事務を進め、必要な財源確保に努めてま

いりたいと考えております。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 宮原議員の2つ目の質問にお答え致します。

さきに行われました平成27年第1回竹原市議会臨時会において、副市長の選任の議案に対して議員各位からの御同意を頂き、6月1日付で竹原市の副市長として職務につかせて頂きました。これまでの間、建設産業部長として本市において職務を遂行していく中であっても、各種の行政運営上の課題が多く存在していることについては御指摘を頂いておりますとおりでであると認識をしております。また、これらの課題の早期解決は、市民皆様の暮らしの質の維持向上を図るために必要不可欠なものであると考えております。

一方で、これまでの本市での職務を通じて、穏やかな気候、風土やすぐれた伝統、文化などに触れ、そしてまたそれらの資源を生かしたアニメ「たまゆら」やNHKの連続テレビ小説「マッサン」の放送などにより、これまで以上にぎわいが増し、注目度が高まっているというタイミングであることから、こうした本市の持つ魅力や強みを生かした取組を着実に実施し続けていくとともに、御指摘頂いております課題につきましても、その解決に向けて、議員の皆様をはじめ、市長、職員と手を携え、全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） 一番目の質問については、一番最後にさせて頂きたいと思えます。

まず、3番目の国民健康保険税の徴収率についてであります。

壇上でも申し上げましたとおり、非常に厳しい経済社会情勢の中での徴収率を1%上げるということは、なかなか私も経験がありますけれども、困難なことがあったのではなかろうかと。私も平成24年度の国民健康保険税の値上げに関する時は反対をさせて頂きましたけれども、それから以降、会期ごとにこの国民健康保険税の徴収状況について質問をさせて頂き、かつては私の部下であった職員からも、宮原さんどうすりゃあええんですかというような、ある意味抗議の意味を込めた質問を頂いたことがあります。

内橋克人さんという方が、非常にこの地域経済に精通をした方でありましてけれども、この方が「共生の大地」という書物の中で、労働が生活の糧を得るためだけに行われるならば、その労働は非常に寂しいものになるだろうと。労働とは、生活の糧を得ると同時に社会貢献とか、あるいは地域に貢献していく、そういう社会的な意味合いがあるのではなか

ろうかと、このように申しておりました。私は、ただ単に徴収率を上げるということではなくて、まさに徴収に携わる職員が自らの仕事を通して国民健康保険税の財政基盤を確立させる、あるいは安定向上させるという、まさにその社会的使命があるんだということを常々申し上げてきました。27年度におきましては非常に厳しい、94%以上を確保しなければならないという、本当に職員にとっては一旦超えた壁ではありますけれども、大きな大きな壁として、おそらく重圧を感じていると思います。

しかし、徴収に努める職員の一人一人の努力、また市民健康課における取組と連携した取組が間違いなく財政調整交付金という安定財源を確保するという、まさにその社会的使命と申しますか、その任務を負っていることは間違いのないと思います。2課にまたがる、徴収に関わる、あるいは国民健康保険の資格証明書の交付等に関わる担当職員に対して、この場をお借りしまして感謝を申し上げるとともに、平成27年度におきましても、何となく94%確保すべく日夜御奮闘を頂きたいと思います。

そこで、徴収率が上がりますとどうしても一般的な感覚、あるいは感情論として非常に厳しい取り立てなり、あるいは資格証明書の増発等があったのではないかと、このような懸念を生むこともまた否定しがたい事実であろうと思います。

そこで、市民健康課にお尋ねを致しますが、ずっと問題になってきました。特に3月議会において私も指摘させて頂きましたけれども、現に病院で受診をされている方、あるいは児童生徒のおられる滞納世帯に対して、資格証明書を交付された事実があるのかどうかの1点について確認をお願い致します。

議長（北元 豊君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 国保税滞納者に対する本市の資格証明書の交付状況についてでございますが、平成27年5月末日現在、国保加入世帯は4,618世帯で、そのうち資格証明書発行世帯は8世帯で、加入世帯比率は0.17%であります。

また、資格証明書の交付につきましては国の通達を厳守しており、事業の休廃止や病気など、保険税を納付することができない特別な事情がないにも関わらず長期にわたり保険税を滞納している方について納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく特別な事情のみを適切に把握した上で行っているものであります。

また、資格証明書世帯に属する高校生以下の被保険者に対しては、有効期間が6カ月の被保険者証を交付することとされており、本市においても18歳に達する日以後の最初の

3月31日までの間にある被保険者に対しては、資格証明書の交付を行っていないものがあります。

以上です。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） ありがとうございます。

そうした中での徴収率の向上確保でありますから、本当に大変だったろうと思います。

そこで、少し質問を変えさせて頂きたいと思います。

27年度におきましては、被保険者数が減少したことにより徴収率が1%も上がり、そして交付される財政調整交付金も1,000万円の減額とこういうことであります。昨日も12番議員さんの方からも指摘がありました。忠海の小中一貫校に関わって、その大きな原因は何なんだと、そして市長の方も少子化だと、このように答弁をされたところあります。

そこで、私もずっと、特にこの3月議会、それ以前の総合計画の策定時におきまして、企画政策課長の山本さん、そして前任の福田さん、かなり厳しい、人口減少、あるいは少子化問題、これに対してかなり、論争というほどの論争ではありませんけれども指摘をさせて頂きました。そして、特にまち・ひと・しごと創生計画の策定に関わっては、今までのこの総合計画に盛り込まれた政策だけで、本当に人口減少に歯どめをかけ、そして国立社会保障・人口問題研究所が推計をした人口よりも若干上回る水準をあらゆる政策を導入して確保すると、このように言われてきた訳であります。現実にはこの国保の財政問題をとってみても、決して1,000万円というのは、また徴収率が1%上がるというのは非常に大きな大きな重荷なんだろうと思うんです。

そこで改めて、まち・ひと・しごと創生計画を担当されるであろう企画政策課長の方に、この人口減少問題、何としてもそれが竹原市政にとって最大の課題であり、どうしても克服しなければ、今の我が国における国を含めた政策行動の中において予測もしない財政負担を強いられると、こういうこともなつとる訳ですから、現実には。ですから、改めてこの人口減少問題にどうお考えになられるか、所信の一端を是非ともお伺いさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

議長（北元 豊君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 今宮原議員から御質問のありました件につきまして御説明させて頂きます。

まず、人口減少が与えます影響ですけれども、市財政に対しては大きな影響があると思います。これは市が市民の皆様提供しております行政サービス、こういったところに多大な影響が出ると。もう少しわかりやすく言いますと、人口減少は実際人が減る、また就労人口が減るということで、直接その税金にはね返ってきます。いわゆる行政に関しては減収が生じると、これは大きな問題ではないかと思っております。

そういう中で、現在の人口、また人口動態、非常に厳しいものと認識をしております。しかしながら、この厳しい状況を直視をして、まず後期基本計画のテーマであります、ふるさと竹原の強みを生かしさらなる挑戦をしていく、そして人口減少社会に対応した竹原市を目指してチャレンジプロジェクトも円滑な遂行をしていきたいと、このように思っております。そして、後期基本計画を補完する形で、今後は地方版総合戦略の策定に努めて、人口減少社会、また人口減少の抑制に対して努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） 初めてなんで深くは議論を進めませんが、いずれにしても、今までの竹原市の総合計画の中で人口減少問題に直視して、希望的観測とか叫ぶのではなくて、まさに国立社会保障・人口問題研究所が推計したその推計に基づいて、非常に厳しい現実を直視して策定されたのが私は今回の総合計画だと、こういうふうに思っております。それまでは希望的な観測数値といいますか、そうした数値が並べられて、当然そういう数値でありますから現実の施策としてどうしてもこれを実現しなければならないという気迫が私は薄かったらと、このように考えております。是非とも再度点検をして頂いて、総合戦略の中で確実に、今次総合計画が目標として掲げた人口をどうしても実現すべく最大限の努力をお願いをしておきたいと思っております。

それでは次に、2番目の問題。

細羽副市長におかれましては、まさに壇上でも申し上げましたけれども、建設産業部長として赴任される時も青天のへきれきであり、まさに今回の副市長就任についても青天のへきれきで、なかなか精神的にたくましいなど。普通ならば、いや、ちょっとと言って、特にこの異様とも言える状況の中で就任されたその勇気に対しては敬意を表させて頂きたいと思っております。そして、その上で私市長にも申し上げました。いろいろ議論はあるかもわかりませんが、今後の、例えば地震であるとか津波であるとか、そうした災害対

策、市民の生命、財産、これを守るための、どうしても拠点としての新庁舎というのは喫緊の課題であることは間違えはないと思う訳であります。ですから、私は5月の臨時議会における質問に対する市長の答弁は少し踏み込み過ぎかなと、こういう印象を持っておりました。なぜかといいますと、今の国道432号の都市計画の変更とか計画決定、承認等については、本来公共施設ゾーン調査特別委員会において私は報告されるべきことであつたんだろうと思うんです。しかし、いずれにしても市長の方から踏み込んだ答弁がございました。

そこで、総務課長の方で今の公共施設等再配置に関わるスケジュール、おそらく公共施設ゾーン調査特別委員会で報告をなされていると思います。そして、その場で今副議長の職につかれておられる大川議員の方からも非常に厳しい指摘として、もうスケジュールが遅れることはないですよという強い確認の意見があつたと、私はこのように考えておる訳であります。そこで、今年度おそらく調査といいますか、実施計画といいますか、そうしたものがされる予定であつたのではないかと、このように考えております。そこで、庁舎建設に至るまでの実施設計からそこに至るまでのスケジュールについて再度確認をさせて頂きたいと思いますので、総務課長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 公共施設ゾーンの再整備に係る御質問でございました。

特別委員会の方でも御説明申し上げておりますが、今回26年、27年度を通じまして、仕様書の作成ということになります。これは平成28年度に実施設計を行うための仕様書となるような状況を今年度末までつくります。その仕様書に関しましては、資金計画であるとかそういった事業の進め方であるとか、そういったものも含めまして、実施設計の前段の仕様書の状態に持っていきたいという考えでございます。

事業の遅れの部分に関しましては、大変申し訳なかつたです。26年度末までに庁舎特別委員会の方へ御報告申し上げるということでしたが、多少遅れているという部分がございますけれども、先ほど申しました資金計画を含む仕様書の作成については、これまでどおり進んでおります。これにつきましては、また近日中に特別委員会を開催させて頂きたいと思いますので、御紹介をさせて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） いずれにしても、小坂前市長がマスコミでその意向を表明してから相当期間がたつとんです。これを吉田市長の全責任じゃと言うんじゃないんです。全責

任というんではありませんけれども、そうした相当の期間がたっておることから、マスコミもとりわけ注視しているところでもあります。したがって、今までのスケジュール感を少し早めて頂いて、早急に仕様書とか実施設計、ここに至るまでのプロセスを確実にかつ早期に進めていく必要があるのではなかろうかと思えます。

そこで、資金計画も含めて都市計画、変更計画といいますか、都市計画の決定と県の承認に至るまでのプロセスにおいて、おそらく今日における竹原市のスタッフの中では細羽副市長に相当の重責が担うことは間違いないと思う訳でありますけれども、そうしたことを踏まえた上で、改めて今の問題について副市長の方の、ある意味覚悟といいますか、その重責を担う決意を是非ともお伺いさせて頂きたいと思えますので、よろしくお願いを致します。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 御質問頂きました庁舎の再整備の部分についての御答弁をさせて頂きます。

老朽化が進む公共施設、あるいはこの周辺の地域のまちづくりをどういうふうに進めていくかという部分については喫緊の課題であるというふうに認識しております。まちづくりを考えていく上では、中心部のまちづくりだけではなく竹原市全体の将来像というのをどういうふうに考えていくかというのが重要になってくるというふうに考えております。そういう取組の中では、現在都市計画マスタープランというものをつくっております。さらには、今年度から立地適正化計画というものをつくりまして、いかに行政サービスを集約といいますか、効率的に機能的に配置していきながらサービスの向上に努めていくか、そのためには血となるといいますか、道路ネットワークも含めてどういうふうを考えていくかというようなことを本年度から取り決めをしていきたいというふうに考えております。このような検討を進める中で、今の庁舎問題というものをどういうふうに進めていくかというものにつきましては、関係機関と密接な連絡をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） ありがとうございます。

いずれにしても、資金調達の問題も含めて非常に重い責任を負われることになろう思います。大変御苦労だとは思いますが、まさに日夜御奮闘をさせて頂きたいと、このよ

うに思います。私も微力ではありますがけれども、できる範囲内において可能な限りの御協力はさせて頂きたいと思っておりますので、何かあれば御相談に来て頂きたいと思えます。

そして、いずれにしても非常に庁舎問題を含めて、市長の方には少しですけれども指摘をさせて頂いておりますけれども、今の合同庁舎建設以降、既得権益とか様々な問題が絡んで、それが大きな障害となっていることも事実なんです。これは市長にもお願いをしておきましたけれども、細羽副市長がこの喫緊の竹原市の課題に果敢に挑戦し、そしてその行政課題を遂行していくためには、こういう言葉が適切かどうかわかりませんが、三顧の礼をもって迎えられた細羽副市長が十二分に職責を果たすことができるよう、環境整備をしていく責務が間違いなくあると思うんです。

そこで改めて、副市長が遺憾なくその職責を遂行するための市長の後押しといいますか、そうした思いの一端というものを是非とも御披露して頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

議長（北元 豊君） 市長。

市長（吉田 基君） 御存知のように課題が山積みであり、環境整備というふうなことになると思いますと、先般来からのいろいろな問題についても整理をしていかなければならないということとは……。

何を言ようるかかわらん。

いずれにしても、あ、簡略に。はい。

御存知のとおり、力を合わせて、理事者側はこれから竹原市のまちづくりに向けて全力で頑張っまいります。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） いずれにしても、プロパーといいますか、竹原市の職員出身でないということで、いい面もあれば、これは市長よう御存知じゃろう思うんです。また逆に、県の職員ということもあって、県議会とかそうした面もいろいろあろうと思います。そうしたことから、また既得権を持っておられる市民の方からも厳しい抵抗があるかもわかりませんが、そこは市長の、まあこういう言葉が適切かどうかわかりませんが、けんか上手な市長ですから、是非とも市長の持てる力をフルに発揮して頂いて、細羽副市長が十二分にその職責を果たせるよう守って頂くことを約束して頂いたと、こういうふうに勝手に解釈をさせて頂きまして、この点については質問を終わらせて頂きます。

そして、そのほかにも細羽副市長の方に、例えばラスパイレスの問題とか、今までは技術職ということでそうした総合的な問題に関して、どちらかといえば発言しようと思ってても発言できん立場だった訳でありますけれども、このラスパイレスの問題につきましては、実はもう既に御存知だろうと思っておりますけれども、平成26年、全国で第4位なんです、高さが。これは私は決して今の吉田市長の責任とは思ってないんです。といいますのは、その小坂市長の時に於いて、その時吉田市長もう議員ではなかったと思うんですけれども、ラスパイレスの是正に向けた小坂前市長の固い決意があったんです。そして、そうであるがゆえに、また同時に新市長に、ラスパイレスの是正に絡む組合との厳しい交渉とそうした難題を残すということにおいては、去っていく市長として申し訳ないという気持ちもあったんでしょう。ですから、相当固い決意であった訳であります。そして、私もそうした雰囲気は何となくわかったものですから、当時の総務課長、総務部長に対しまして、議員としての宮原として、このラスパイレスの問題について一切今議会において質問したり、あるいは追求するようなことはしないから、早く組合と交渉を妥結して追加議案として提出をして、次の市長へ課題を残すようなことはしなさんなど、そういうふうに私が申していることを市長の方に伝えてくれということで、急遽市長の方もその私の意向を受け入れて頂いて、組合との交渉が妥結し、追加提案として提案され、そしてこの議場において可決されたものであります。そういういきさつがありますから、私も声を大にしてそのラスパイレスの是正、吉田新市長の大きな課題よと、大なたを大上段に振りかざして言うつもりはありませんけれども、しかしラスパイレス指数が全国で第4位ということになれば、いずれにしても広島県にとりましても、また竹原市の長としての吉田市長も、この是正に向けた取組も喫緊の課題の一つと言わざるを得んと思う訳です。

そのほかにも私の方で書かせて頂いておりますけれども、その一つ一つについて答弁を頂くというのも、本格的な初議会でありますから申し訳ないんで、そうしたことも含めて市政全般にわたっての職責というものは十二分に自覚し、私はそしてそれを遂行する能力、意欲は十二分にあると確信をしておりますけれども、これもまた市長には申し訳ないんですけれども、5月の臨時会における質疑に対して、ある意味私は質問に対して、細羽さんこそが最適なんだというような答弁をされるべきであったと思うんですけれども、公務員であれば誰でもその能力を持っておるといような答弁であったのではなかろうかと、このように考えておりますもんで、改めて、副市長の方でそうした意味も含めての思いの一端というものを再度お聞きしておきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

す。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 先ほど来、いろいろと御質問頂いております。

大きく3つの分野について御質問頂いたのではないかと考えております。

まず最初、先ほど答弁させて頂きましたまちづくりの観点、それからそれらを遂行していく上での施策の展開の話というものが、まず1点目ございました。

それから、今ございましたラスパイレス指数、職員の給与の部門、それから職員の組織体制の部分の問題、それからさらに質問の中にごございました職員の倫理規程に関わるようなもの。大きくこの3つの分野、3つの観点について、私の取組をというような意見を御質問頂いてるというふうに考えております。

施設の部分につきましては先ほど御答弁させて頂きましたんで、残る2つのもの。

ラスパイレス指数、これは先ほどお話ありましたように、確かに高いという状況があるという、この課題については私も認識致しております。これらにつきましては、職員の年齢構成のお話でありますとか様々な諸問題というのがあると思っておりますが、住民の方々、あるいは市民の方々の思い、行政を効率的に遂行していくためにはどういうふうな職員体制といえますか、組織体制を構築していかなければいけないかということも、給与も含めて検討していきたいというふうに考えております。

それから最後に、職員の倫理という部分につきましては、我々公務員という部分でございますので、全体の奉仕者という形の原点に立ち戻りまして、それぞれの職責というものをもう一度再認識して、コンプライアンスというものに努めながらいろいろな取組をしていきたいと。そういうふうになるための意識の醸成といえますか、それらについても取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） 御苦勞は多いと思っておりますけれども、よろしくお願いを致したいと思っております。

そして、一番最初の問題であります。

去る6月15日に開かれた政治団体の街宣活動に関する議会と理事者の市政懇談会におきまして、顧問弁護士等との緊密な連携による、法的措置等をとることによる対応に言及され、市長答弁においても、警察と弁護士と緊密に連携することにより市政運営の正常化

に取り組み、信頼の回復に努めてまいりたいと答弁されている訳であります。

そこで、これは総務課長にお聞きするのか副市長にお聞きするのがいいのかわかりませんが、この市政懇談会に関して、副市長の方が強く市長に進言をされ実現されたと聞いておりますので、あえて副市長の方に警察と弁護士との緊密な連携と法的措置について、刑法上、民法上あると思うんです。それで、刑法、民法上のどの規定に基づいて対処されようとしているのか、答弁できる範囲内で構いませんので、是非御答弁頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 街宣行為に対しまして、その行為の状況でありますとかその発言の内容等々、具体的な行為についていろいろと検討していかなければいけない部分っていうのはあると思います。

今おっしゃられましたように、刑事的な措置という部分と民事的な措置という部分が法的な措置という部分の中ではあるのではないかというふうに思います。ただ、刑事的な措置という形になりますと、ある意味我々行政的な立場という部分よりかは警察、あるいは公安の範疇に入る部分ではなかろうかというふうに思っております。そういう意味でいけば、名誉毀損でありますとか騒音というようなものが刑事的な措置というふうになるのではないかと考えておりますが、ここの部分につきましては専門的な分野の警察等と協力していかなければいけないのではないかというふうに考えております。

もう一方の民事的な措置という部分でいきますと、いろんな行為が行われている部分ということに対しての差し止めでありますとか損害賠償でありますとか仮差し止めというようなものが想定されるというふうに、想定論でございますけど、想定されることでございます。ただ、今行われている行為が一定のルールに基づいて行われているという状況でございますので、これらの部分につきましては、今後の行動でありますとか行為という部分を注視しながら、どういう対応ができるかという部分につきまして、法律の専門家であります弁護士の方と相談をさせて頂きながら対応策というのを考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） 私自身も一応法学部法律学科出身で、ちょっと調べてみたんですけど、こうした政治団体に対する法的措置というのは非常に難しい。とりわけ答弁書にも

あります団体といたしますか、これに関しても、昨日もいろいろ厳しい指摘がされましたけれども、公金との関係においてなかなか、例えば名誉毀損罪であるとか、あるいは侵入毀損罪とか、刑法上の規定はありますけれども非常に難しい問題があるんだろうと思うんです。それで、あるとすればこれは答弁頂くカテゴリーではないんですけど、いわゆる名前が挙げられた方が個人の責任において、例えば名誉毀損罪であるとか、あるいはその信用毀損罪とか、あるいはそれが業務に支障を来すようなものであれば威力業務妨害罪等々で、具体的に個人としての権利を守られる闘いをされんことにはなかなか難しい問題があるんだろうと思います。

日本国憲法は、名誉等も含めた、あるいは信用の確保等についても規定はありますけれども、基本的に、基本的人権というものは自らがその権利を守るための闘いを展開されん限りは、そうした侵害というものが行われた場合には、自動的に憲法なり、そして憲法の規定に基づいて制定された各法律も自動的に守ってくれないんです。従いまして、それぞれ名前が挙げられた方については非常に酷な言い方になるかもわかりませんが、名誉毀損罪であるとか、あるいは団体であれば信用毀損罪であるとか、そうした自らの守る法なり規定を活用して頂いて守って頂くしか私は方法はないんだろうと思うんです。

そして、私も、私の経験といたしますか、うろ覚えで言えば、こうした政治団体による街宣活動等々が大きな政治問題といたしますか、社会問題として提起された例とすれば、これは市長の方もよく御存知だろうと思いますけれども、竹下内閣の時におけるそうした問題がいろいろあって、大きな政治社会問題化した問題があります。それでも、特に直近で言えば大阪市議会において、あの橋下徹市長が何としてもヘイトスピーチの規制法案をつくらうと決意を固めて頑張ってくれたようでもありますけれども、自民党を中心とした会派の中で、憲法における表現の自由等々の問題と絡まってなかなかその法規制が実現しないという、ある意味そういう攻撃にさらされておる1人の立場からすれば、まさに孤立無援の状況であることは間違いないと思うんです。

それで、そうした状況の中で、いわゆる団体によるヘイトスピーチによって被害を受けた京都における在日朝鮮人学校といたしますか、この問題に関して被害を受けたということで民事訴訟を起こされ、そして勝訴をされた例があるんです。しかし、地方公共団体において、果たして私は本当にそのことが、まず仮に弁護士を通して提訴をすとしても、裁判所において受理されるんだろうかというような問題等も含めて、なかなか見通しは厳しいのではなかろうかと、このように考える訳でありますけれども、現時点における副市長

のそこら辺の見通し等について、答弁できる範囲内で構いませんので、是非御答弁頂きたいと思います。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 民主的な措置という部分の中での御質問だと思います。

今おっしゃられましたように、我々行政に向けられているいろんな行為という部分でございまして、これらの行為の部分がどういう形で損害、あるいはその行為自体が不法なものかというものにつきましては、慎重に内容の分析、あるいは検証していかなければいけないと。その上でどういう法的措置をとられるかという部分につきましては、その次の問題ではないかなというふうに思います。まずは、一義的にはそういう立証といいますか、内容の証拠固めといいますか、それらをやった上で法的措置というふうな形になるんではないかと思っておりますので、そういう意味ではなかなかハードルは高いんじゃないかというふうには考えております。

ただ、我々に向けられてるいろんなものっていう部分につきましては払拭をしていかなければいけないということもございまして、あらゆる方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） 私、なかなか非常に難しいじゃろう思うんです。なかなか鎮静化といいますか、これへの見通しも、私全くそういった経験がありませんからわかりませんが、なかなか難しいんだらうなど、こういうふうな思いを持っております。

そこで一つ、私は怪文書の内容とか街宣の中身について質問の中で触れてはいない訳でありますけれども、市長答弁の中に、若干そこに触れたところがございまして。そして、お聞きするところによると、例えば入湯税に関していろいろと疑惑があるというような形で、議長の方へもいろいろ疑惑解明に向けて取り組むべきじゃなかろうかと議員の提案もあつたように聞いております。

そこで、入湯税について、入湯税の賦課徴収等の仕組みについて、税務課長よりどういう仕組みになっておるか御説明頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いを致したいと思います。

議長（北元 豊君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） それでは、入湯税について御説明をさせていただきます。

入湯税は、鉱泉浴場の所在地として、環境衛生、消防などの公的施設の整備や観光の振興のために必要な経費に充てられております。鉱泉浴場における入湯に対しまして、入湯客に課せられる目的税でございます。この鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者として指定を致しまして、毎月納期限までに入湯税を納付して頂くということになっております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） ですから、その仕組みでいいますと、例えば課長とか、あるいは職員がそこをどうにかするというような仕組みにはなっておらんですよね。特別徴収義務者が入湯客の方から徴収をして、それをおそらく口座振り込みになるんだろうと思う、じゃけえそれで振り込んで頂くと。ですから、おおよそ職員の介入の余地はないと、このように考える訳でありますけれども、私の考えてることに間違いがないかどうか、確認を税務課長よりお願いをしたいと思います。

議長（北元 豊君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 議員の御説明のとおりだと思われま。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） そこで最後に、これは市長に御答弁頂くんか、あるいは副市長に御答弁頂くべきかちょっとあれなんですけれども、いずれにしても、どの議員さんもそうかもわかりません。私だけとは思いませんけれども、おそらく職員の方もそうなんだろう思うんです。地域へ出ていきますとこの話で持ち切りなんです。そして、怪文書もファックス等で次から次へ送られていって、もう相当の広範囲にわたって流布しとるといいますか、とてもじゃないですけど、ですから、私への質問に対する答弁として、市民への明確なメッセージとしての市長の御答弁を頂いたつもりではありますけれども、しかし残念ながら、おそらく市長が、いや、そうじゃないよと、真実はこうなんだと、あるいは副市長がそのように申し上げて、また私が申し上げて、なかなかそのことを信じて頂けないという、まさに政治行政の言葉が全く信用をされていないという深刻な事態なんだろうと、このように考える訳です。

そこで私は、昨日も厳しい指摘がなされました。物事というのは一つの物事も見方によって、いろいろと見る角度によって違って来る訳です。それで、法律解釈も100人の法律家がいれば100通りの学説と申しますか、そうしたものがあると言われている状況の中で、私は今日段階、法律の専門家等による、あるいは検察経験者であるとか検察を経験

した弁護士さんであるとか、そうした法律の専門家による客観的かつ公正な第三者委員会を構成して、そしてそこに真実はどうなのか、そしてまた地方公務員法上の信用失墜行為等に関わる、あるいは地方公務員法上信用失墜行為等による処罰対象にならないまでも、今日市長の方が申されたように、まさに課題が山積し、そして市民の利害が複雑多岐にわたり錯綜した今日の段階においては、第三者委員会による事実と経過の検証と、またその処方箋を描いて全市民に提示をして頂く、この方策が時間がかかるかもわかりません。しかし、急がば回れという言葉があります。今この場において、直ちに設置しますとかという御回答はなかなか頂けないものと思いますけれども、是非とも市長と副市長、そして関係の部課長も含めて、しっかりと検討して頂く、もちろん法的措置も含めてあらゆる方策を、この緊急事態、異常事態、解決に向けての知恵を出し合い、その方策を探って頂きたいと思います。

最後に、どうしても市長に聞きたいことがありますので、この点について副市長の方から御答弁頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今回の街宣活動に端を発しました、本市に向けられた様々な臆測でありますとかいろいろな情報というものにつきましては、行政として説明責任を果たしていかなければいけないというふうに考えております。これらの取組につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたように、あらゆる観点から取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。その中の一つの手法として、行政関係者以外の者を含めた第三者委員会の設置というものも考えられるのではないかとこのように思いますが、現在弁護士でありますとか警察等々、関係者の方にいろいろと相談をさせて頂きながら、取組方法というものも含めまして模索をさせて頂いてるところでございます。これらの検討の中で、最善な策は何なのかということを検討させて頂いた上で取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） 是非とも検討課題、選択肢の一つとして消去せずに、その可能性を探って頂きたいと思っております。

そこで、最後にどうしてもこれは市長の答弁を頂きたいと思っておりますけれども、いずれにしても怪文書以前から政治団体によるこの市役所周辺をめぐる街宣活動は行われておる訳

です。そして、怪文書によってそれが激化したと、このような状況であります。その上で、私はあえて昨日ありましたけれども、私も吉田市長の三工の後輩であります。後輩としてのアドバイスとして受けとめて頂きたいと思えますけれども、市長という公職についておられる訳であります。そして、市長という公職にある限り、一切の利権、利益誘導、いわゆる政治腐敗とは全く縁がないよと、関係ないよという宣言を私への答弁として是非お聞かせ願いたいと思えますので、よろしくお願いを致したいと思えます。

議長（北元 豊君） 市長。

市長（吉田 基君） 御指摘の点について、私もいろいろな角度の中で、非常に今日まで皆さんに御心配をかけていることについて申し訳なく思っております。

御指摘の点については、おっしゃるとおりで一点のしみもございません。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） ありがとうございます。力強い御回答を頂きましたので。私もいろいろと責められる訳です。議会で追及せんやいけまあが、いろんなあることないこと言うてこられて、そのたんびに私は断る訳です。ほじゃけえ、おまえは最下位よと、いろんな非難も受けます。しかし、ただいまの市長の答弁をお聞きして、私も信念を持ってその一点を、市長というか、私に問い合わせがあった市民の方に対してはそういうふうな対応をさせて頂きたいと思えます。

そして、最後になります。答弁は頂きません。あえて最後に、第三者委員会の設置について真摯なる御検討を頂くことをお願いを致しまして、私の一般質問を終わらせて頂きます。ありがとうございます。

議長（北元 豊君） 以上をもって宮原忠行議員の一般質問を終結致します。

明6月25日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会致します。

午後3時45分 散会